

支え合って生きる、やさしいまちづくり

みんなで支え合う共生社会は、ちょっとした配慮や工夫から始まります。障害について知り、身近なこととして考えてみませんか。
岡障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)、**就労支援センター**については**障害自立支援課**(☎504-2148、☎同上)

心身障害者福祉センター 文化祭

それぞれの個性で 盛り上げる文化祭

今年のテーマは、「ひとりひとりみんなが主役」。同センターで活動するグループの作品展示や販売、ステージ発表を行います。

その他にも、点字・手話の体験コーナー、市消防音楽隊による演奏などもあります。

📅12月7日(日)10:00～16:00

※スケジュールなど詳しくは同センターホームページで



リポート
report

心身障害者福祉センターを もっと身近に感じて



自身もステージ発表でバンド演奏を行う、同祭実行委員会委員長の宇津木隆夫さん。「障害がある中、この文化祭で輝くことを目指してみんな精一杯練習や制作をしてきました。それで、一人一人が主役という思いから今

回のテーマを決めました。

私は視覚障害があり、バンドの練習にはより多くの時間を要します。ステージ発表やスポーツ活動の写真展示などで人一倍頑張っている姿を見てもらって、来場者に元気になってもらいたいです。

発表などを通して、同センターへの理解を深めてもらい、センターの存在をもっと身近に感じてもらいたい」と意気込みを語ります。

発表でのステージ



手話体験

岡同センター(☎261-2333、☎261-7789)
休(水)

障害のある人の活動の場を支える 就労支援センター

障害者が活躍できる場を確保

市では、障害のある人の自立と工賃向上のため、就労支援センターを設置し、就労支援施設をサポートしています。

就労支援センターは、市内の就労支援施設が行う、袋詰めや組み立てなどの内職や下請け作業を企業から発注してもらえるよう紹介しています。また、施設で作られた製品を販売するイベント情報の発信や

調整、店舗や企業などに置いてもらえるよう、働きかけをしています。

一つ一つの製品に心を込めて

心を込めて作った製品は、パン・菓子などの食品や手芸品・革製品といった雑貨など施設によってさまざま。製品を販売するイベントでは、就労支援施設によっては障害のある施設利用者が自ら接客しています。販売員にお薦めを聞いたり、実際に手に取ってみたりして、あなたのお気

にに入りを見つけてみては。

各種イベント、製品の販売場所については同センターホームページで。



オリジナルイラストが入った革製品



リポート
report

同センター受注拡大コーディネーターの豊田さんは「就労支援施設をまだあまりよく知らない人も多いと思います。まずは施設の認知度を高めて、出店販売やイベントなどで、製品を手にとって、質の高さや種類の豊富さを皆さんにも知ってもらいたいです」と熱く語ります。



障害者・家族の身近な相談窓口

安心して暮らせるように

市には、障害のある人や、その家族などからの相談に応じ、専門機関と連携して、困り事を解決につなげる窓口があります。

各区に1カ所、障害者基幹相談支援センター(右記)を設置しています。お気軽にお問い合わせください。

詳しくは市ホームページで。

◆区障害者基幹相談支援センター

区	連絡先	区	連絡先
中	☎298-5575 ☎545-8801	安佐南	☎207-4338 ☎831-7734
東	☎573-0140 ☎229-7008	安佐北	☎881-1441 ☎562-2424
南	☎207-0636 ☎207-0626	安芸	☎573-6788 ☎820-3051
西	☎270-1249 ☎270-1248	佐伯	☎924-0028 ☎943-8874

市HP ページ番号 1014338



ヘルプマークを見かけたら思いやりのある行動を

日常生活で援助や配慮を必要としている人がいます

ヘルプマーク(右写真)は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている難病や内部障害の患者などが身に付け、周囲の人に示すことで、援助を得やすくするものです。

このマークを着けている人を見かけたら、電車・バスなどで席を譲る、困っていたら声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

必要な人には、障害福祉課、区福祉課、出張所などで配布しています。



合理的配慮を知っていますか?

社会の中にあるバリアを取り除くこと

合理的配慮の提供とは、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。要望された内容に、過度な負担がある場合は、理由を説明し、別の方法を提案するなど話し合い、理解を得られるよう努めましょう。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害のある人への合理的配慮の提供を求めています。詳しくは市ホームページで。

こんな配慮が必要です

● 物理的環境への配慮

飲食店などで車いすのまま食事することを希望された際、車いすのまま食事できるスペースを確保する

● 意思疎通への配慮

窓口で耳が聞こえにくい人から、筆談によるコミュニケーションを求められた際、紙とペンを用意して対応する

● 心理的・感情的な配慮

不安が強い人に対して、混雑時を避けて案内したり、静かな環境で対応したりする

市HP ページ番号 1022169



虐待のサインに気付いてください

障害者への虐待を防ぐため、 早期発見・早期通報を

障害者への虐待は、尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げます。

虐待を受けた人の態度や様子には、何らかのサインがみられます。周囲の人がサインに気付くことが虐待

の早期発見と防止につながります。

【虐待のサイン(例)】

- 体に傷やあざが絶えない
- 衛生状態が悪い
- 過度に空腹を訴える
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 体を萎縮させる
- 体重が不自然に増減する
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない など

障害者への虐待では? と思ったら

市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受け付け)へ通報・相談を

☎542-5300 ☎542-5311

Eメール sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

通報は匿名でも可能。通報者の情報、秘密は厳守します